

寒河江系『大江氏系図』の成立と史料的価値について（下）

佐々木 紀一

八、大江氏系図諸本の関係（四）—脇坂系本と谷森系本・寒河江 系本との関係—

（系図二十二）（類従本傍線なし。美濃本は「弾正少弼」。天文本は
口なし）

（脇坂本）

（谷森本）

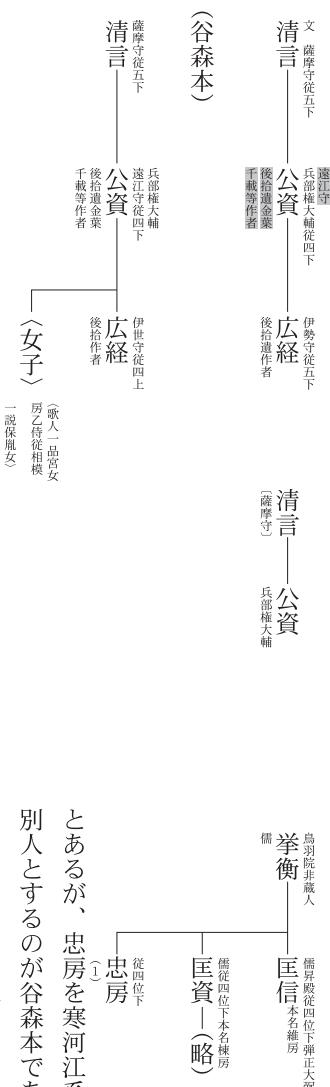
（永正本・天文本）

脇坂本・寛永本が、寒河江系本よりも谷森系本、特に谷森本に近い事は明瞭である。Aでは、

（系図二十一）（□）は類従本による。美濃本が近い。□は天文本）

（脇坂本）

（永正本・天文本）



とある、広経及び網掛けの脇書で一致するのは谷森本である（続人本

は網掛け部分なく、類従本・美濃本は網掛け部分がないか脇坂本と一致しない）。又、

とあるが、忠房を寒河江系本は持たない。更に毛利氏で師雄と経光を別人とするのが谷森本であるから、脇坂祖本が『毛利家系図』に取り合はせたのは谷森本に近い本であつたと推定出来る。

九、大江氏系図諸本の関係（五）—谷森系本と寒河江系本—

次には谷森系本と寒河江系本との関係を考察する。谷森系本の中では記事が多い谷森本と、寒河江系本との一致点が多く、以下、必要な限りは谷森本を比較の対照とする。谷森系本と寒河江系本の相違点を挙げると、Aでは谷森系本（類従本・続人本同）が家国流を持つ（脇坂本・寛永本同）。また谷森系本（類従本・美濃本・続人本同）の仲宣・相兼・広経を寒河江系本が欠き、寒河江系本は清言兄弟を千里子の維繁に繋げてゐる。また谷森系本（類従本・美濃本・続人本同）の時賢流（脇坂本・寛永本あり）を寒河江系本が欠き、堂上大江氏の家系では、谷森本（類従本・続人本同、美濃本は信房まで）が、

〈系図二十三〉



(永正本)

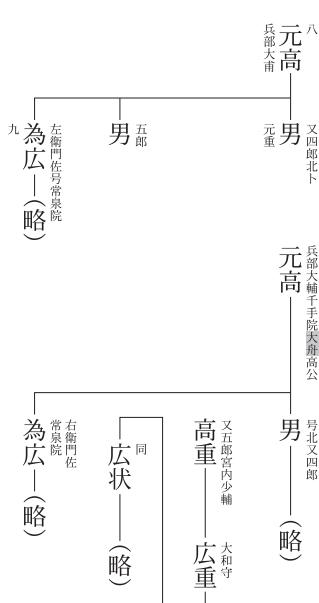
と室町初期まで吊るが（脇坂本・寛永本同）、寒河江系本では、

(永正本)

として鎌倉末期に留まる。これは略述の可能性があるが、重房の永正本脇書が「現存」⁽²⁾とある事からすれば、その成立が重房没の正応五年（一二九二）以前である可能性を示すのである。

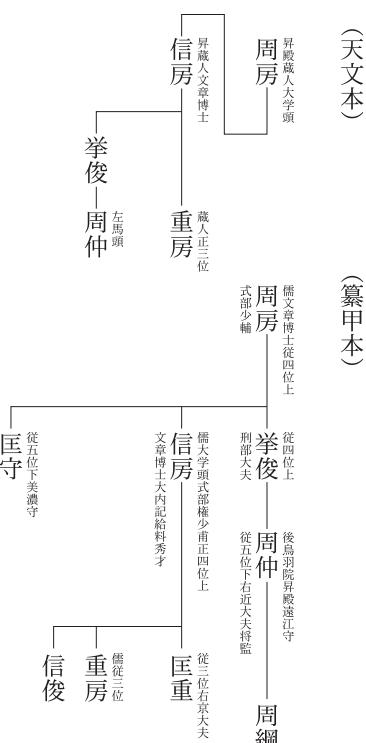
〈系図二十四〉

(天文本)



(永正本)

(天文本)



(谷森本) (脇坂本は二を欠く。傍線は「兵衛」)

家系図纂の甲本（纂甲本）である。何故ならば寒河江系本と纂甲本のみに共通する記事があるからである。

宮内少甫
高重 大和守
——
廣重 同
——
廣秋

元高
兵部大甫
右衛門佐
為広
元慶
(略)

を比較するに、永正本が高重の諱を掲載してゐない。〈系図一〉の備前

守満教の諱を永正本が空白としたが、谷森本は天文本と同じであつた

から、永正本が古態を残すと判断される。更に掲載人物（庄重・庄秋

「大船」は天文本では成名の一部である。寒河江町に「大船」の地名

「大船」は天文本では形容の一語である。寒河江述には「大船」の地名が無事からしても谷森本の本文は、天文本の本文を誤つたと見る事

が出来る。また谷森本が毛利経光を師雄と別人にする事も、同一人の

旨の永正本の脇書を落とした天文本に拠つた為の増補と説明出来よう

故に谷森本は天文本に近い寒河江系本の一本より、B・Cを略述し⁽³⁾

たと見て良い。但し前述の A 部の寒河江系本との相違点の中、寒河江

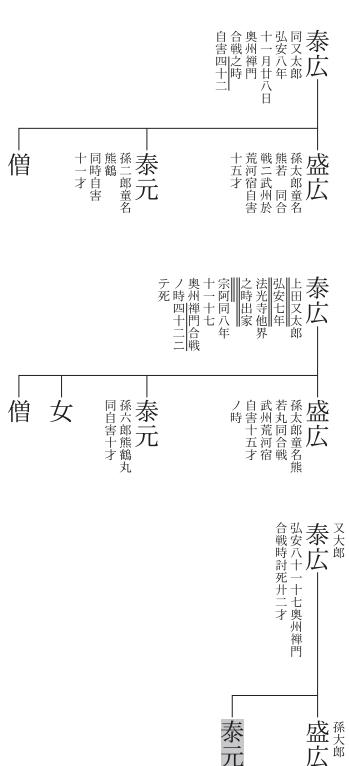
系本の清言兄弟の接続の誤りは、谷森本が正しい姿を留めてゐるとし

いいだらうが、寒河江系本にない人物・家系・脇書については、谷

なるだらう。
森本が増補したか
或は谷森本が古態を保つか
異なる検討が必要となる

十、大江系図諸本の関係（六）—寒河江系本と諸家系図纂甲本

谷森本・脇坂祖本が後出で、寒河江系本がその祖本により近い形態を残すと判断する訳だが、寒河江系本との関係を無視出来ないのが諸



の母の注記が永正本に近似するのである。⁽⁴⁾ またBの上田氏で、

〈系図二十六〉（網掛は脇坂本により補

(天文本)

(谷森本)

(纂甲本) (続天本同。続地本は盛広兄弟掲載せず)

(谷森本) (脇坂本・『毛利家系図』は二あり)

泰広
〔又太郎弘安七年十一月父同時滅〕
〔出家法名阿同八〕
年十一月滅亡四十二

泰元
〔孫次郎右同〕

忠成
〔玉葉作者号海東刑部少輔從四下〕
〔左近持監正和五年九月新後統子作者因幡守從五下〕
〔海東刑部少輔從四下〕
使文永三〇卒

忠茂
〔従五下〕
成茂
〔従五下〕
忠光
〔従五下〕
廣茂
〔二郎〕
廣房
〔時広〕

と、泰広の享年を四十二才とし、その子の泰元の自害記事(傍線)を持つのが纂甲本と寒河江系本で、更に泰広の出家年時と法名(二重線)を持つ点、纂甲本に一致するのが天文本である。その他にも広元兄弟に時房を吊る点、康茂の脇書「山城守」等、寒河江系本との一致を指摘出来る。

しかし纂甲本の内容が寒河江系本・谷森本・脇坂本(・寛永本)と異なる点は、Aで広国流・時棟流・維光流を持つ事、またBの海東氏では、

と、海東(中条)氏の歴代が異なる点でも分かる。
寒河江系本が纂甲本より出てゐない事は、Bの少輔氏で、
(系図二十八)

(纂甲本・続天本・続地本) (永正本)

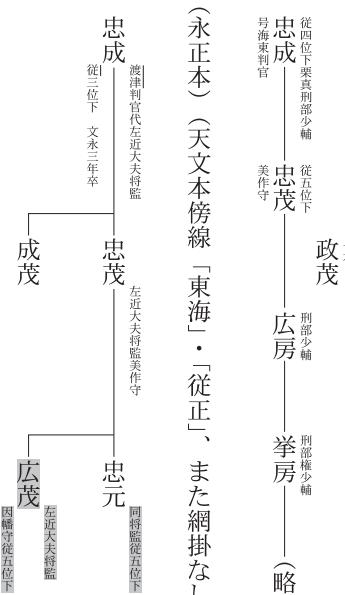
(脇坂本)

忠成
〔従四位下要真刑部少輔號東判官〕
忠茂
〔従五位下〕
政茂
〔本号海東刑部少輔美作守〕
忠茂
〔従五位下〕
廣房
〔刑部少輔〕
举房
〔刑部權少輔〕
(略)

(纂甲本) (続天本「政茂」なし、続地本は広房以下なし)

(永正本) (天文本傍線「東海」・「従正」、また網掛なし)

とあり、寒河江系本の佐時子が仮名である事からも分かる(佐時親子は谷森本に掲載されないが、脇坂本も脇書の違ひより纂甲本よりの増補とは見なされない)。逆に纂甲本が寒河江系本、或は寒河江系祖本を利用した可能性はあるだらうか。Bの広元女子を見るに、



〈系図二十九〉（天文本は傍線部「二条雅径」）

（永正本）（谷森本・脇坂本）（纂甲本）

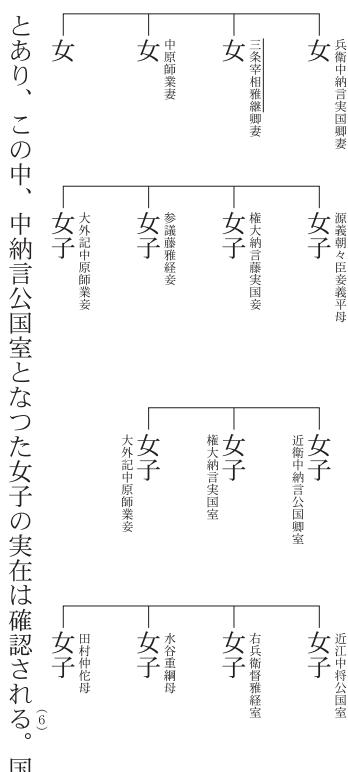
『門司氏系図』



代的には不可能ではないが、此か不自然である。これは寒河江系本が公国を実国と誤り、それを受け、官職を実国に合はせて、中納言を「権大納言」と訂正したのが谷森本系（脇坂本同）であると推定出来る。

公国の通称が「近衛中納言」であつた事を見ると、永正本・天文本の「兵衛」や「門司氏系図」の「近江」は「近衛」の誤りと推定される。

纂甲本は谷森本系統の系図より増補されてゐると思はれる。⁽⁹⁾ 簄甲本の成立過程については不明点が多く、その成立については留保せざるを得ないが、寒河江系本が纂甲本に先立つと見るものである。



十一、寒河江系『大江系図』の史料的価値

寒河江系本が谷森本・脇坂本系に比して古態を保つ所の有る事は、次の系図の脇書からも指摘出来る。Cの広時以下で、

〈系図三十〉

（永正本）

とあり、実光の母も広元である。⁽⁷⁾

対して寒河江系本・谷森本・纂甲本に見える権大納言実国（一一四

〇〇八三）室女子は古記録や他系図に見えない。藤原実国が寿永二年正月に、四十四歳で没したとある事からすると、当然平家没落以前の

婚姻となるから、政略的な意図で下級官人の大江広元の笄になる事はあり得ないのでないのではないか。更に広元（一一四八～一二二五）と実国が同年代であるから、晩年の実国が広元の初生の子を娶つたとすれば年

（天文本は傍線がなく、1に「伯耆守時家嫡女」）
とあり、脇書が詳しいが、元政の母を谷森本（・脇坂本）は「村上源頼清女」として異なる（寛永本は「頼淑」とする）。頼清と頼治が同



一人の可能性もあるが、本稿（上）でも利用した『古今血脉』を見るに、大江広貞の弟子として、

と、正に寒河江系本の該当人物が確認出来る。本稿（上）では不覚にも漏らしたが、既に井上宗雄氏が同書と冷泉家系『古今集注』の本奥書に、¹⁰

以三代撰者秘註所相伝大江広貞也矣

永仁五年三月十五日 左近衛中将藤原朝臣為相

基俊 俊成 定家 為家 為相
左衛門佐 五条三位法名新阿 京極中納言 民部卿法名應覺
千載集撰者 新古今 摺者 繼後撰々者
兵庫助法名 広貞

と、兵庫助大江広貞が見える事を指摘し、後者の奥書の年号、官位に不審のある事から、前者についても偽作の可能性を指摘するが、一方で何らかの根拠のあつた可能性にも留意する。広貞の実在は未確認であるが、続群書類従『大多和系図』に依れば、

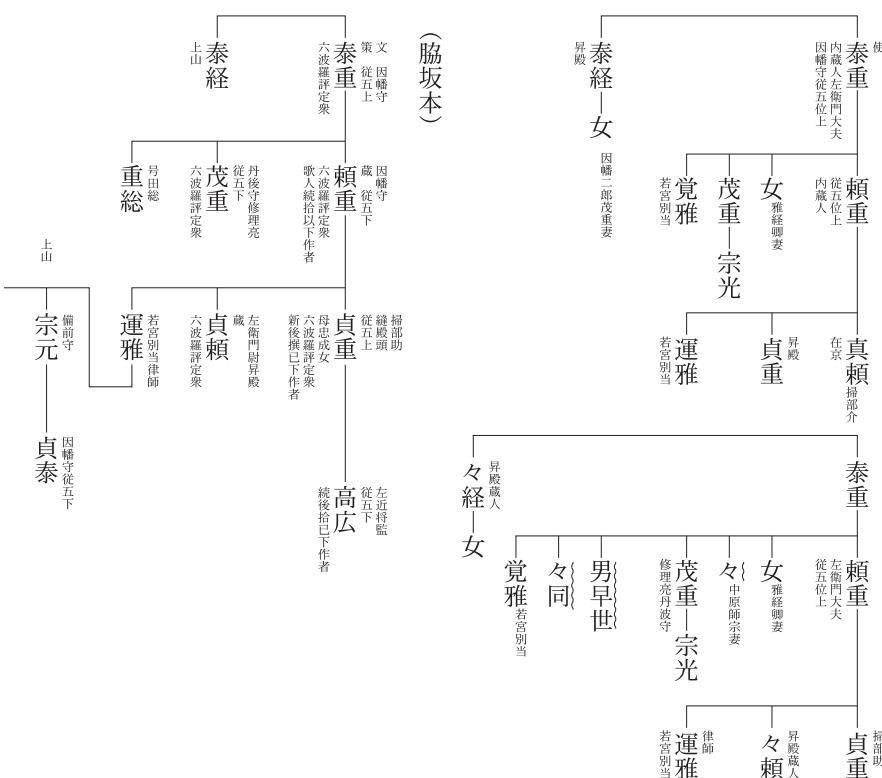
義明 —— 義成 —— 義季

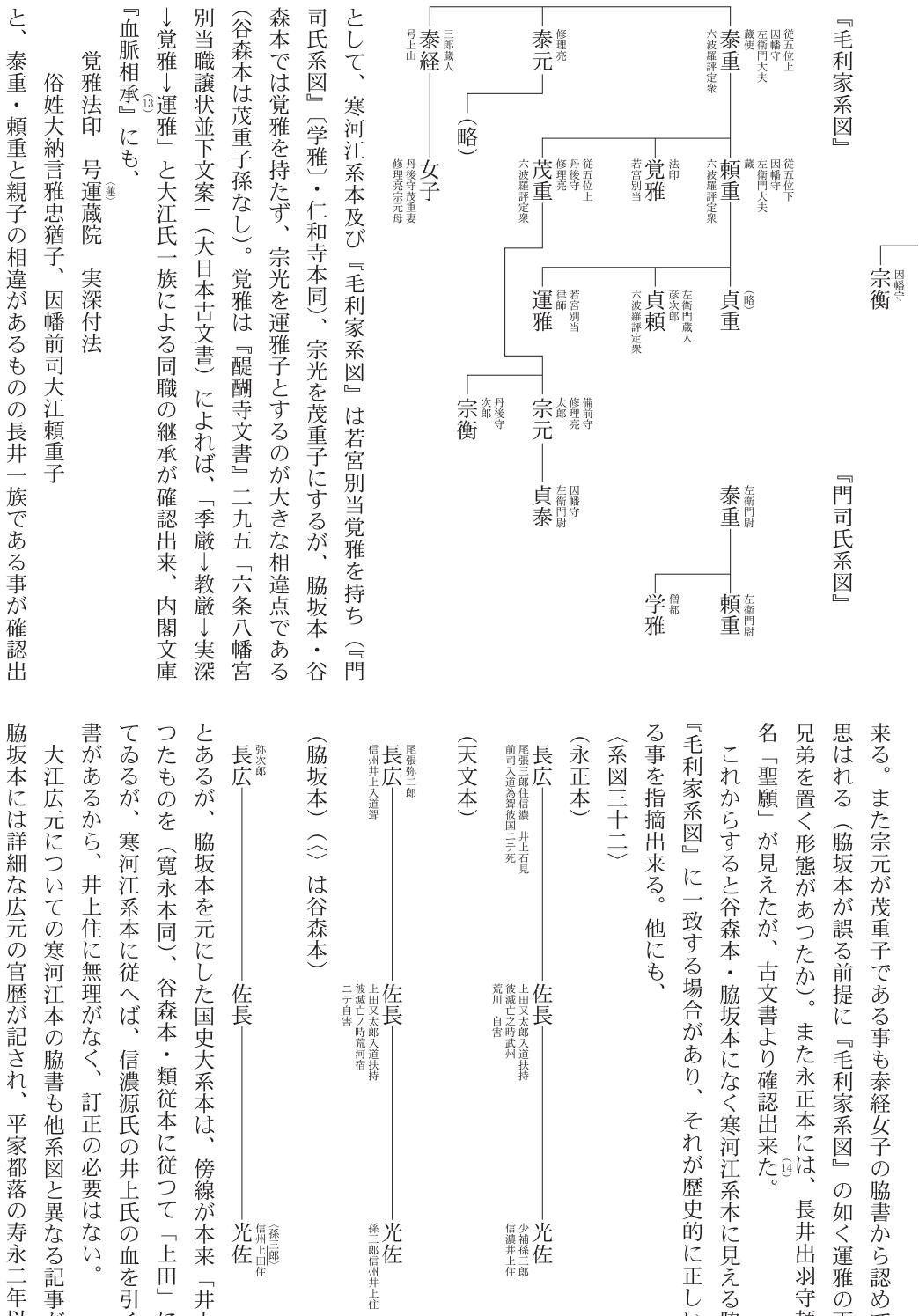
女子 長井八郎入道妻

とあり、頼治の父祖と推定される「村上修理亮」の存在も確認出来、村上修理亮七郎頼治の実在は認めて良いから、現在の所、永正本・天文本の記載が歴史的に正しく、頼治はその衍と見て良いだらう。また、¹²

（系図三十一）
(永正本)

（天文本）





来る。また宗元が茂重子である事も泰經女子の脇書から認めて良いと思はれる（脇坂本が誤る前提に『毛利家系図』の如く運雅の下に宗元兄弟を置く形態があつたか）。また永正本には、長井出羽守頼茂の法名「聖願」^{〔14〕}が見えたが、古文書より確認出来た。

事は大旨『外記補任』と一致、それ以降も古記録と大旨一致するが、

享年を八十三歳とする点、『吾妻鏡』嘉禄元年六月十日条や『関東評定伝』（群書類從）の七十八歳と異なつてゐた。何より脇坂本の問題は、

（建保四）

同四年正月廿七日任陸奥守、同日為大江元中原、於関東而頼朝兄

弟之儀、号源、但広元一代也

とある記事である。広元の大江姓への改姓は確認出来るが⁽¹⁵⁾、頼朝兄弟の儀と源姓を称した形跡は見当たらない。

対して寒河江系本には任官の日付はないが、官職は脇坂本と同じくほぼ妥当で、享年は「七十八」とし、頼朝兄弟・一代源姓の記事はない。また広元の出自について、脇坂系本が大江維光の子とする一方、中原広季子をも広元兄弟とする矛盾点については本稿（上）で説明したが、『門司氏系図』でも中原系図に接続しながら、一方で広元を「吏部維元猶子、改姓大江」と、矛盾する記事を持つてゐた。所が寒河江系本では（永正本を挙げる）、

抑広元ノ母ハ式部少輔維光之妻、懷妊之後離別之間、二条大博士中原広季嫁、故広元ハ広季力許ニテ誕生ス、年来広季為子、成人シテ関東下向之後、建久年中関東挙状給ニテ宣旨改ムト大江ト云云

とあり、実子・養子の関係は前述『吾妻鏡』の広元改姓奏狀の

散位從四位上大朝臣維光、依有父子之儀、已叶繼嗣之理、從四位下行掃部頭中原朝臣広秀、雖蒙養育之恩、欲改姓氏之籍

とある記事に符合する。矛盾なく、史料にも合致する寒河江系本の記事を参照すべきであらう。寒河江系本の歴史的に正確な記事が、後補である可能性を完全に否定するものではないが、現在の所、古態を留めてゐる可能性が高いと見、新訂増補国史大系の脇坂本に史料として

勝ると見るのである。

寒河江系本のCの寒河江一族記事は同一族関係者により作成されたと考へる事が可能であるが、C以外にも古態記事があるとすると、本来、大江氏系図はA・C同時に成立した事になるだらうか。次はC、

或はB・Cを持たない大江氏系図と寒河江系本を比較しよう。

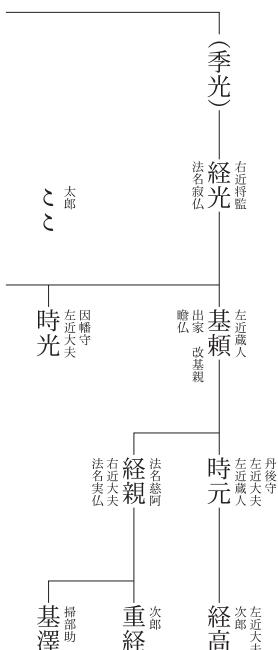
十二、『毛利家系図』と『門司氏系図』

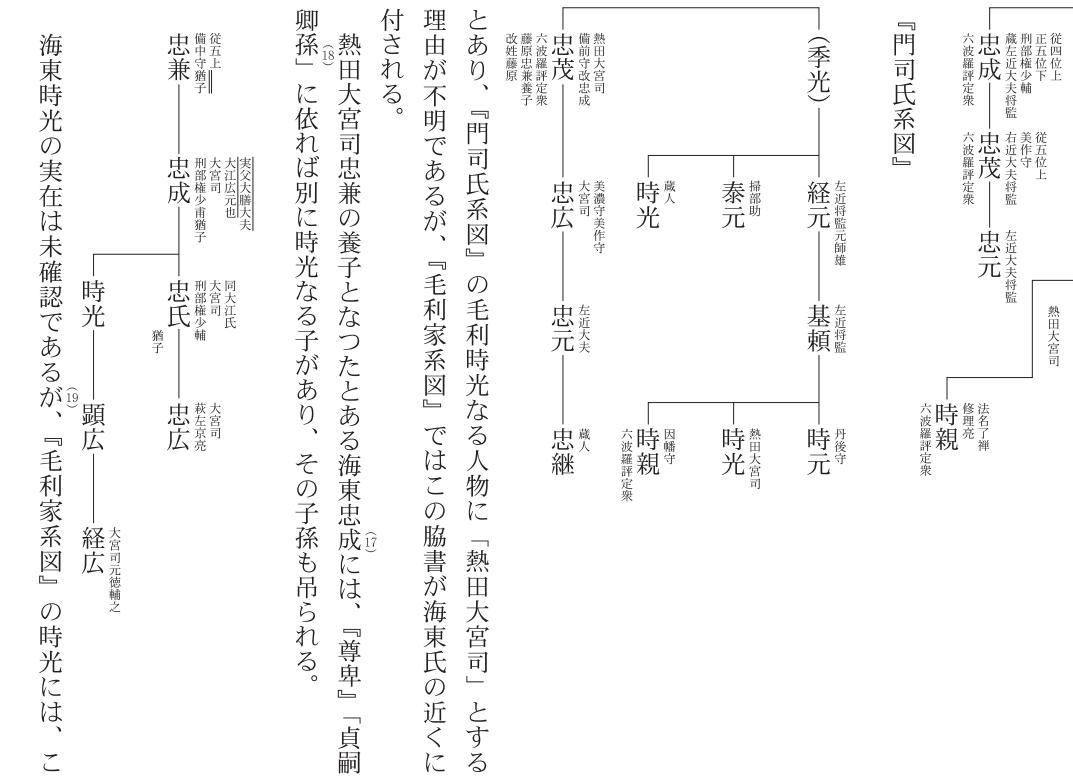
その際、第一に比較に供すべきは一致記事のある『毛利家系図』であり、本稿（上）に於いて、それを遡る伝本が存在する事を指摘した。これは『毛利家系図』と近い関係にある『門司氏系図』との関係からも明らかになる。先にその中原氏の系図部の考察をした事があるが、永正七年の成立で、未知の中原氏系図を元にし、必ずしも正確でない記事の増補を成してゐた。

比較はB部に限定されるが、両系図の関係は次から明らかである。

（系図三十三）（忠成庶子は略した）

『毛利家系図』





とあり、『門司氏系図』の毛利時光なる人物に「熱田大宮司」とする理由が不明であるが、『毛利家系図』ではこの脇書が海東氏の近くに付される。

熱田大宮司忠兼の養子となつたとある海東忠成には、『尊卑』「貞嗣卿孫」⁽¹⁸⁾に依れば別に时光なる子があり、その子孫も吊られる。

一方で『毛利家系図』と『門司氏系図』では一致しない所も多く、『門司氏系図』は那波氏を二流別掲し、海東忠広に「美濃守美作守」の一字違ひの名国司を持つ点も、複数系図の合成であると考へられる。⁽²⁰⁾ 那波氏系図部が寒河江系本（・谷森本・脇坂系本）と一致しない所を見るに、『門司氏系図』がそれら大江氏系図に基づいてゐると云ふ事は出来ない。『毛利家系図』・『門司氏系図』と寒河江系本が共通記事を持つのは、両本が祖本を共通する為ではないだらうか。

『毛利家系図』のA部が簡単である事は本稿（上）に述べたが、以下通りである。

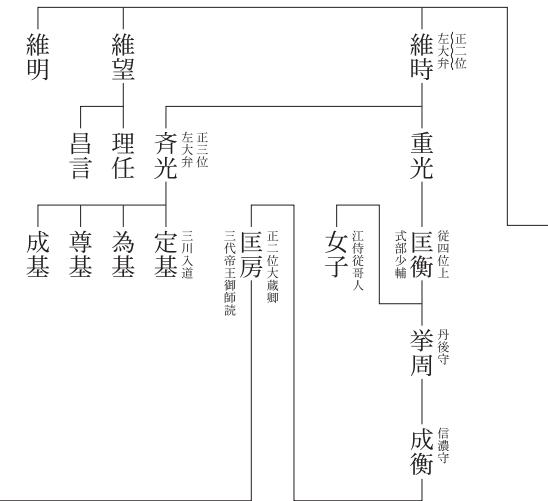
〈系図三十四〉

『毛利家系図』

音人
式部少輔
公轉
玉渕
朝綱
清忠
如鏡
忠度

海東时光の実在は未確認であるが、『毛利家系図』の时光には、こ

の海東时光との混同が考へられ、『門司氏系図』が时光に「热田大宮司」と脇書するのは更にそれを崩したものであらう。また親広の子で寒河江系本・谷森本にない隆時（『系図十二』）、長井備前守冬時を持つ点からして、『門司氏系図』が『毛利家系図』かそれに近い本を利用したと見て良い。



隆兼——匡周
有光——時賢——信賢——有賢
維順——(維光)

であるが、囲みの人物以外、全て寒河江系本に掲載される（谷森本・脇坂本は囲みの人物あり）。脇書には寒河江系本・谷森系本・脇坂系本に一致しないものがあるが（波線部）、概して後二者に一致する。

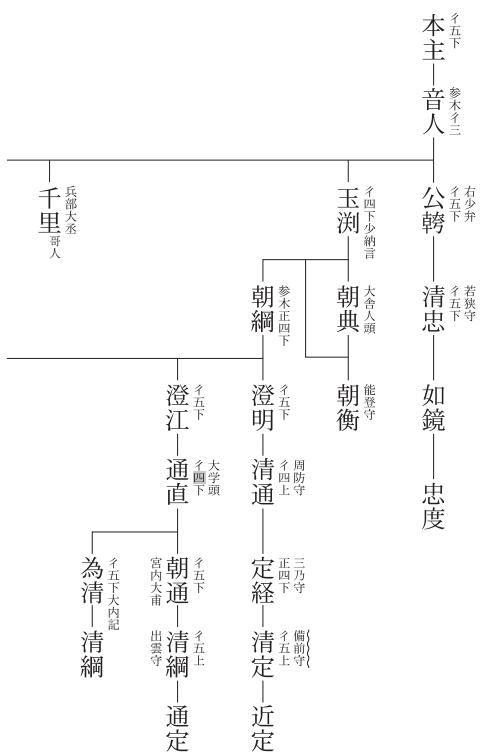
『毛利家系図』（・『門司氏系図』）が寒河江系本に拠つてゐない事は先に指摘したから、この親近性を説明する為には、『毛利家系図』の如き簡略系図に増補したものが寒河江系本か、『毛利家系図』を遡る本（即ち『門司氏系図』の祖本）のA部が本来詳細であり、寒河江系本に近かつたとする想定する事になるのではないか。

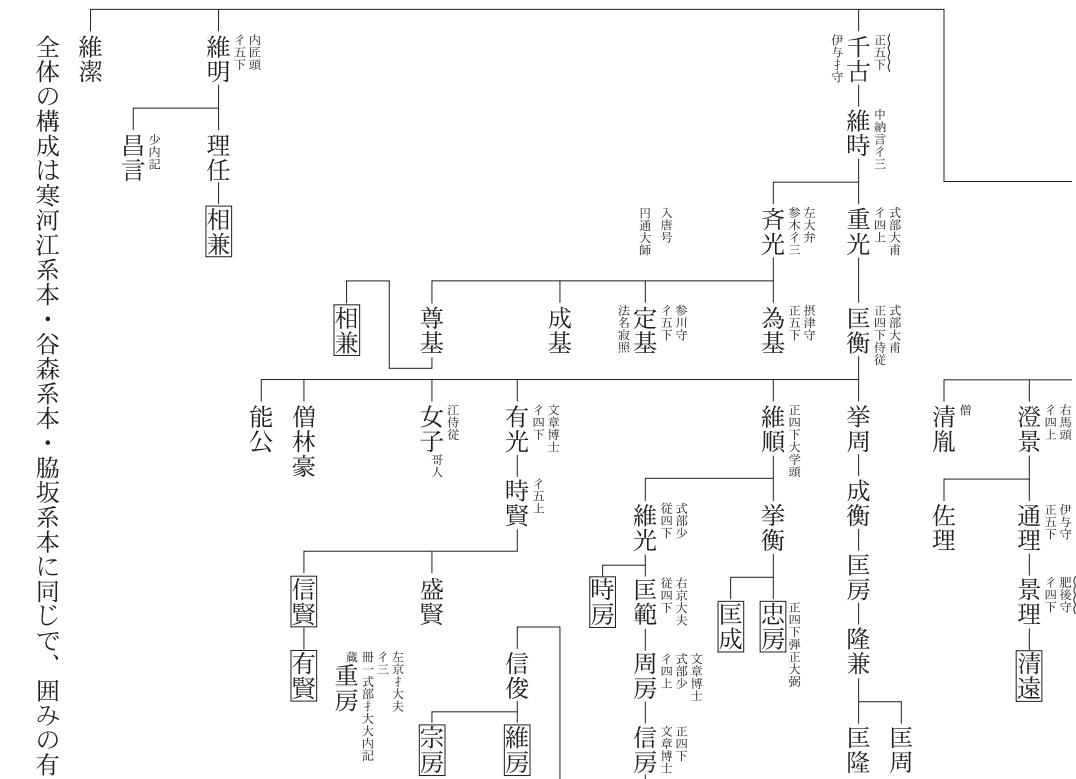
目下、筆者が後者を想定するのは、『毛利家系図』・寒河江系本のA・Bに近似し、Cを持たない大江氏古系図が存在し、A部にB部、更にはC部が増補されて寒河江系本が成立したとの仮説が可能に思はれるからである。次にはA部のみ、またA部B部より成る大江氏系図の性格を検討する。

十三、東大史料編纂所蔵『古系図集』と仁和寺本『系図集』の大

東大史料編纂所蔵『古系図集』は室町時代編纂の系図集であり、下限は室町後期であるが、「大江」は次の通りである。
(註)

系図三十五

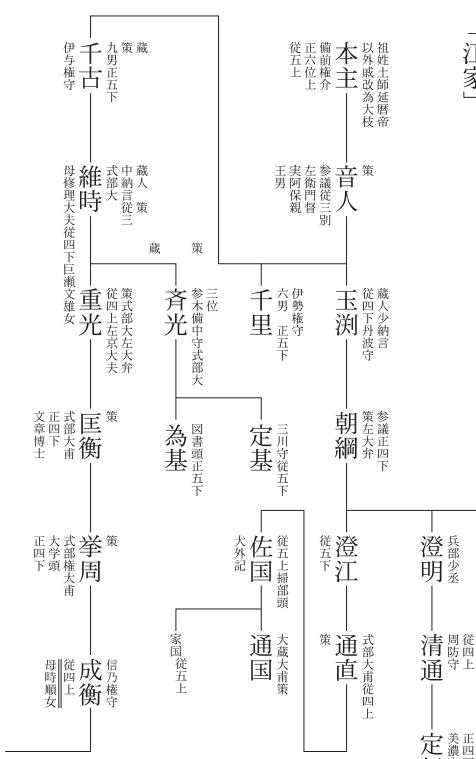


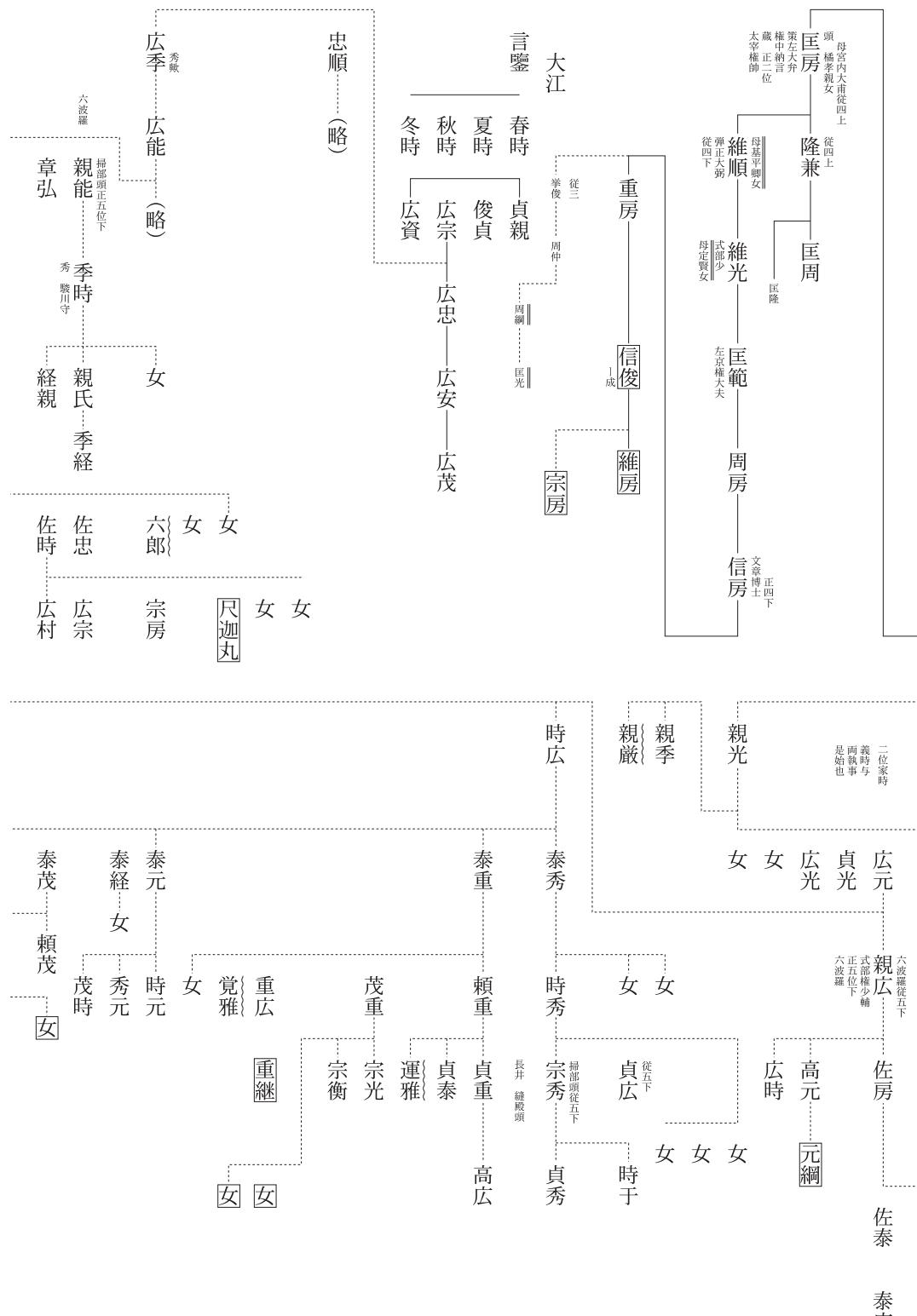


無からすると後二系に近い。網掛けは谷森本に一致、波線は寒河江系本・谷森本・脇坂本に見えない。これからすると谷森系本・脇坂系本の一本よりA部のみ抜粋したのが、『古系図集』本であると見る事は不可能ではない。

即ち『古系図集』よりは大江氏系図A部の単独成立を確認出来ない訳だが、対して南北朝成立の仁和寺本『系図集』の大江氏系図は興味深い構成を取る。一部構成で、最初の「江家」が本主より始まる堂上大江氏系図⁽²⁾で、次に「大江」とあるが、こちらは言鑑より始まる中原氏の系図の中に、広元以下の大江氏系図を接続してゐるのである（壬生本・門司氏系図）と異なる）。何れも南北朝時代までの人物が掲載される。

（系図三十六）（実線は朱線、点線は墨線、波線は朱書の僧侶を示す）
（仁和寺本）
〔江家〕







（系図三十七）
（永正本）



（天文本）



しかしこの仁和寺本「大江」部と寒河江系本に直接的関係の無い事

A部で囲みは寒河江系本になく、二重線部は他本に見えないが（纂甲本は周綱を持ち、成衡母を「母正四位下権守明順女」とする）、基本的構成は寒河江系本・谷森系本・脇坂系本に同じである。小書の部分が後の増補か不明。B部に相当する「大江」には脇書が殆どないが、系図の構成は寒河江系の天文本に一致する所がある。即ち（一）長井

時広の女子、（二）泰秀の二女子、（三）時秀の三女子、（四）泰繼の女子を持つのは天文本である（脇坂系本・谷森系本・『毛利家系図』は以上の女子なし）。永正本は（二）・（四）がなく、（三）では一女子のみである。ただ（五）泰重の女子を天文本では二名挙げるのに対し永正本が一名である点では、永正本に一致する事となる。

仁和寺本が永正本よりも天文本に一致点の多い事は、次の那波氏の歴代を比較しても分かる。²³⁾

先に寒河江系本の堂上大江氏が鎌倉末期の重房迄で、永正本の脇書

故にその成立は別となり、比較出来る資料がこれ以上無い為、仁和寺本と寒河江系本を遡るB部の系図（仁・寒祖本とする）が存在したと輕々に措定すべきではないが、少なく共、A・Bを接続させてゐる寒河江系・谷森系・脇坂系本より、それを分離し、Bの脇書を省略し中原氏に接続させたと見る必要は無いであらう。また仁和寺本よりするとA部とB部は別個に成立し、次の段階でそれを合はせた系図が立したと推定可能である。原『毛利家系図』や、C部を増補する以前

では「現存」とある事から、寒河江系本B部が鎌倉時代末期の成立である可能性があるとしたが、仁和寺本（及び『古系図集』）はそれ以前の堂上大江氏を掲載し、谷森本系・脇坂系本に同じであつた。寒河江系本が古態であるとすると、その拠つた大江氏系図のA部は、仁和寺本よりも以前の古態を留めてゐる本とする事になる。同時に谷森本は別に南北朝時代の堂上大江氏とA部の時賢子孫を、天文本に近い寒河江系本に増補した事になる。

或は先に寒河江系本にない谷森本A部記事の性格について留保したが、天文本に近いとした谷森本系祖本は、現存の寒河江系本よりも古態を留めており、寒河江系本が寧ろ南北朝時代の堂上大江氏とA部の時賢子孫等の囲み部分を脱落したとする説明も可能で、この場合、寒河江系本が基にした系図は仁和寺本に近い系図とならう。

寒河江系本以前の形態を明らかにする為には、目下、余りに比較出来る史料が少ないのであるが、A部とB部は南北朝時代に成立し、これが合体し、その合体系図の一本にC部を増補したのが寒河江系本であると推定するものである。

十四、説話資料としての寒河江系『大江氏系図』—飛雁乱行—

他本に見えない寒河江系本の長文の脇書には、中世文学研究上無視出来ない説話が載る。大江匡房の脇書で、源義家が匡房より習つた兵法により、奥州の戦場で飛雁が列を乱した事から敵の伏兵を見破り、勝利すると云ふ説話である。

(永正本)

鎮守府將軍源義家兵法師、後五年合戦之時、義家自金沢城、栗野河城へ有発向、或野ニテ飛雁^②亂れ行ニ、是ニ將軍ノ言、師教、孤軍有在^③野時者、飛雁^④乱れ云々、仍兵ヲ三手作、則時敵兵^⑤「云々（天文本①「発向之時」、②・③「行乱」、④「退落」）但し厨河が戦場になつたのは前九年の役であるから、寒河江系本には両役の混同がある。

この説話を詳しく載せる古い文献が、『古今著聞集』と『後三年合戦絵詞』で、大江匡房への師事が記されるが、前二者では共に金沢城攻略の時として細部が異なり、兵書『孫子』「行軍篇」よりの引用と思しき格言も一致しない。

『古今著聞集』卷九「武勇」（新潮日本古典集成）

永保の合戦の時、金沢の城を攻めけるに、一行の鴈飛びさりて、刈田の面におりんとしけるが、俄かにおどろきて、つらをみだして飛び帰りけるを、將軍あやしみて、くつばみをおさへて、先年江帥の教へ給へる事あり、それ軍、野に伏す時は、飛鴈つらをやぶる、この野にかならず敵伏したるべし、からめ手をまはずべきよし、下知せらるれば、手をわかつて三方をまく時、あんのごとく三百余騎をかくし置きたりけり、両陣みだれあひてたたかふ事限りなし、されどもかねてさとりぬる事なれば、將軍のいくさ勝に乗りて、武衡等がいくさ破れにけり、江帥の一言ながらましかば、あぶなからまし、とぞいはれける（三三三七「源義家、大江匡房に兵法を学ぶ事」）

『後三年合戦絵詞』上（中央公論社『日本の絵巻』十四）

將軍のいくさすてに金沢の柵にいたりつきぬ、雲霞のことくして

野山をかぐせり、一行の斜雁の雲上をわたるあり、雁陣たちまちにやふれて四方にちりてとふ、將軍はるかにこれを見て、あやしみおとろきて、兵をして野辺をふましむ、あむのことく叢の中より三十余騎の兵を尋えたり、これ武衡かくしをけるなり（中略）義家の朝臣、先年、宇治殿へ参して、貞任をせめし事など申けるを、江帥匡房卿たちきゝて、器量ハよき武士の、合戦の道をしらぬよと、獨こち給けるを

とあり、匡房に師事したと続く。さうして、

（中略）義家はわれ文のみちをうかゝはすは、こゝにて武衡かためにやふれなましとそいひける、兵野に伏ときに、雁つらをやふるといふこと侍とや

とあるが、寒河江系本がこの二文献より引用したと見る必要はない。この説話は室町時代以降も伝承されてゐるからである。天正本『狂言集』「鷹かりかね」に、

さても八幡大郎よし家、あへのさたたふ・むねたふついはつの御ために、あふ州へ御下向します、ある野原に御ちんをとりたまふ、しかる所に、鷹一つらとひ来る、つわ物野にふせは帰鷹つらをやみたすらん

と同様の前九年役との混同がある。虎明本では波線が「むさし野」とあるが、これは能の廃曲『帰雁』でも同じで、「東夷ついたう」の為、八幡に詣でた義家が神託で、文道學習を勧め、実行後に下向、武藏野で「本文にいはく、兵やにふす時ハ、帰鷹つらをみたすなり」として伏兵を発見、退治するある。

文明十二年（一四八〇）成立の『筆結物語』引用の故事中に、頼義

が貞任宗任退治の為、下向中、美濃で八幡菩薩の諭しを承けたとして、

美濃より打歸、学文をし給ふに、敵軍^{テギンシントキ}伏^{ハヤニル}野雁乱^ヲ行^フ、半月^{ウツルトキハ}遷^レ

水^ヲ魚^ヲ疑^レ釣^{リカド}と云事を得給ひ、又打立て下られるに、貞任射

兵を野原にふせおきて、ゆるくととをり給はん大将を一矢に射て落すへとそ下知しける、それをはしらす、彼原にうちのそみ給ふおりふし、雲路の鷹、つらをみたりて飛ければ、將軍の玉ふろさんとするやらん、飛鷹^{ヒガノ}つらをみたしたりとて、其野をからせ給へは、案のことくおほくの射兵をかくし置侍り、是をおひちらして其難をのかれ給へり、文武ハ車の両輪なり、かけては叶候まし

とあり、大きく設定が異なり、これも前九年の役となる。以上の二書では大江匡房への師事について触れられないが、四天王寺本『聖徳太子伝記』卷八、十六歳条に詳細な記事がある。

八幡太郎義家ハ、武衡追討ノ勅命ヲ蒙テ、奥州ニ下向セントス、彼者、強敵ナリ、我レ命ヲ全シ、帰洛之事モ不定ナリト思ヒ、今一度鳳闕ニ参内申、竜顔ヲ奉レ^{スキ}拝シト思テ参内ス、折節、節会ヲ行ヒ給フ、透烏帽子ニハチマキシテ、脇楯計ニテ御前近ク畏テ、御暇^{イトマ}コヒ申タル躰ヒ、武具ヲ帶セル勢ヒ、絵二書ト毛筆モ不レ及^ハト、郷相雲客ハ褒美シ給テ、是ヲコソ甲ノ者トハ可レ云^フナリト、取々ニ被^ハ奏セタリ、其之中ニ江輔之卿、是ヲ聞テ、爪ハシキシテ咲ハレタリ、是ハ強チニ甲ノ者トハ不可レ云^フ、喻ヘ俊^ハ者歟、英^{ヨイ}者歟、武ニハ達スト云トモ、文ハ闕タリ、謗咲^{ソシハラハレ}タリト云々、其後義家ハ御前ヲ罷立ケリ、郎等、此事ヲ聞テ、道ニテ義家ニ語

リケル、吾君之事ヲ江ノ輔之郷之散々二謗給ヒシ事、無念之至極ニテ候シト云々、義家是ヲ聞テ、何ト誇り給ヒケルソト問フ、如ニ此之二語リケリ、義家打案シテ、恥シ恥シ、幾千万之人ニ被レ咲ハタランヨリモ、江ノ輔之郷一人之譽ヲ受テコソ、身ノ面目ニテ可レ有物ヲ、是ハ我ニ文之闕タルヲノ給ナリト、奥州下向之事ヲ先ツ今年ハ思ヒ留テ、江輔之宿所密力ニ通ヒ、三百巻之読書ヲ習ヒ、次年秋之比、奥州ニコソ被レ下ラケルカ、或野二行暮テ里有方ヲ尋ツ、留ルヘキカト被レ案セ、イサ左ラハ月面白キ夜モ通テ、今夜ヒ此野ヲ過キントテ、馬ノ轡ヲ打並、同鼻ニソ打行ケル、野ハ已ニ中半ニ成、大空ニ、一連通ル鴈力ネノ申ヲ成シテ飛ケルカ、俄二行ヲ乱シツ、右方左方へ飛去ヌ、義家是ノ鴈金ヲ見付ツ、馬之手繩ヲ引ヘテ、不思議ヤナ、今之鴈金ノ、野中行ヲ乱シテ飛別タリ、暫ク殿原、誤チスナ、文選ト云文ニ、勇士野二臥ス時者群鴈乱レス行ト云事アリ、定メテ此之野ニ兵之籠リタルト覺ルナリ、可レ懸ヲハ懸ケ、可レ引ク所ヲハ引コソ、勇士之習ナリト引返テ、其之夜ハ野ヲハ不行カト文、如レ案之、其遍之悪党等力四五百人集会テ、小花煎蕎之中ニ隠レ居テ、具足奪取テ、酒手ニセント待居タリト云々、サテコソ鴈金ハ行ヲ乱シケル、江ノ輔之郷ニ咲ハレテ、學問シタリシ故ニ、其之野之難ヲ遁レタリト云々（『中世聖德太子伝集成』四）

と、酒手を求める悪党とするのが当代的な変化で、奥州での合戦と直接無関係になるが、大江匡房への師事が見える。以上からすると前九年と後三年を混同しながらも、室町時代以降も説話の流布が確認され、寒河江系本が孤立して伝承してゐた訳ではない事が分かる。

更に注目すべきは系図の大江定基伝である。定基の発心由来と入唐後の奇特性は、往生説話として、異同を生じながら展開して行つた事が平安時代後期以降の説話集より確認出来た。近年は室町時代にも依然、説話が成長してゐたことが唱導資料（『金玉要集』卷三「悲母事」・『往因類聚抄』^{〔28〕}）より指摘される。天正十八年（一五九〇）成立の牛秀通『説法色葉集』にも簡単な記述があるが（『説法色葉集 大昌寺編』三二六頁）、寒河江系本所収の定基伝は興味深い展開を見せる。

（永正本）

抑此定基朝臣遁世根本者、三州国司之時、彼國中ニ赤坂ト云有宿、力寿ト云^{〔1〕}遊女、念栖、^{〔2〕}將^{〔3〕}京ヘ具足シテ上畢、然^{〔4〕}定基本妻、依呴咀、^{〔5〕}彼女死去、爰定基別ヲ悲テ無葬^{〔6〕}薨、^{〔7〕}経七々日、替行^{〔8〕}姿ヲ西^{〔9〕}寺ニ留、此思ニヨリ、終ニ出家渡唐之時、^{〔10〕}從老母留申梶返事

ト、マラント、マラシ共才モホヘスイツクモ終ノ栖ナラネハ^{〔6〕}如本意、終渡唐、彼國ニテハ円通大師云々、^{〔f〕}生身文殊ヲ奉持、^{〔g〕}臨終如意、聖衆來迎、得和漢之^{〔7〕}詞、吟^{〔8〕}云、^{〔h〕}笙歌遙聞孤雲上、聖衆來迎落日前

^{〔1〕}雲のうへニはるかニかくのこゑすなり人やきくらんひかみ、かそも

^{〔2〕}彼定基者、花山院之時、寛和ニ丙戌六月日出家、長保五八廿五入唐（天文本①・⑧ナシ、②「他國之後」、③「力寿」、④ナシ、

十五 説話資料としての寒河江系『大江氏系図』—大江定基伝—

⑤「兒」、⑥「則」、⑦「詩」

諸資料の異同が大きいのは定基の出家の原因となつた女性の素性とその死の経緯で、寒河江系本は『源平盛衰記』卷七「近江石塔寺」・『三国伝記』卷十一「三河入道寂照事」と同じく赤坂の遊女力寿とするが、⁽²⁹⁾本妻の呪詛を死因とする点、独自である。これは『今昔物語集』卷十九ノ二「三河守定基出家語」・『今鏡』卷九「むかしがたり」・『発心集』二の四「三河聖人寂照入唐往生の事」に、本妻が出家上洛し、乞食した寂照を目の前にして意趣を晴らしたと発言する件りがあるから、この本妻との葛藤を敷衍したと見て良い。

次に寒河江系本は、gの歌を老母への返事とするが、『宝物集』（九冊本・吉川本）を見るに、これは当時の人とあるだけである。しかし先の室町時代の唱導資料を見るに、

軀テ寂照法師思事ハ、日本テ小国ナレハ、仏道修行ヲロソカナルヘシト

思テ、入唐スヘシト心出来セリ、依之 老母處ヘ行テ、イトマヲ乞ケリ、老母更々不可叶申ケリ、其時、親子、互ニ經論ノ本説ヲ以テ問答スルニ、老母負テユルシケリ云々、又或人、寂照法師ヲ留ルニ、其返事歌云々ク、トヽマラントヽマラシトモ云カタシ、何クモイツノ住家ナラネハ

文（『往因類聚抄』）

と、母との論争を構へ、『金玉要集』はこれを「悲母」の例話として挙げる様に、

其後、入唐志アリテ、母暇ヲ乞ヒケリ、過去遠々昔ヨリ、為恩愛ノ被繫カ一、于今一生死ニハ輪廻スル事也、奇恩入無為、真実報恩者ト申ハ、如來誠言也、然ハ為求法ノ大唐ニ渡ヘ思ト申ケレハ、母モ名残ハサル事ナレ共、理ニ負テ留ルニ不及、（中略）此上人ハ、円融院ノ御時、

藏人也、父者、參議正三位部ノ大輔齊光ノ卿、母ハ大隅守忠信ノ女ナリミツ、入唐ハ生年三十四才、執心ハナケレ共、己カ妻遺骨ヲ取テ、己ニ船ニ乗ケル時、泣々書テ送ケル母ノ消息トハカリヲハ隨身シタリケルヲ、唐ヘ已ニ付ントシケル時、妻姿ノ骨ヲハ、思切テ海中ヘ投入ケレトモ、母之文ヲハ最後ニ至マテ身ヲ不放持之、常ニ取出シテ涙ヲ流シケリ。そして論争の内容に加へ、妻の遺骨よりも母の文への執心を重点に置く。これは鎌倉時代以前の説話集に見えない特徴であるが、寒河江系本gも悲母恩愛への傾斜を示すと思はれる。

更に注目すべきはd以下である。

而ルニ女遂ニ病重ク成テ死ヌ、其後、定基悲ビ心ニ不堪シテ、久ク葬送スル事無クシテ、抱テ臥タリケルニ、日來ヲ経ルニ、口ヲ吸ケルニ、女ノ口ヨリ奇異キ臭キ香ノ香ノ出来リケルニ、蹠ム心出来テ、泣々葬シテケリ、其語定基、世ハ蹠キ物也ケリト思ヒ取テ、忽ニ道心ヲ發シテケリ（『今昔』）

とある様に、死体の腐敗が愛着の虚しさを悟らせる契機となつたとし、をむなみまかりにければ、かなしみのあまりに、とりつる事もせで、なりまかりけるさまをみて心をハして、やがてかしらををろして（『今鏡』）

にも、遺体の変貌を窺はせる表現がある。『続本朝往生伝』「大江定基」には、

其後於任國、所愛之妻逝去、爰不堪恋慕、早不葬斂、觀彼九想、深起道心、遂以出家法名寂照（真福寺善本叢刊『往生伝集』）

と、その経過を九想と表現してゐるが、『今昔』・『今鏡』では、九想に示される各段階、或は最終段階まで、遺体を留めてゐたか不明である。

彼女息絶眼閉ヌレハ、双レシ枕ヲ面影モ同レセシ席ヲ移香替リ終ヌレ共、色貪
／愛執不レシテ尽、七日満シテ野外ニ送ル

とあり、七日の後、遺体と別れたと解されるが、一方では、

後レ最愛ノ妻子ニ、眼前ニ修シ九想觀ヲ、発ニ厭離之心ヲ、入ニ道心ノ門ニ（『金玉要集』）

と、九想觀を修したと表現され、

或時、女性、病死シテ死ヌ、貞本、不便申スニ不及、余リノ思ヒ、野辺不送、我家ニ七日斗リ置ケリ、其後、野辺ニ送リ焼失キ事ヲ歎テ、只、辺ノ傍居テ、犬野干ノ引散ヲ見テ、念佛セリ、依之、犬共多来テ手足ヲ散々ニ引横タヘルニ、（中略）其後、女性、既ニ白骨ト成レハ、野辺ヲ去リス云々（『往因類聚抄』）

とある様に、野辺送り後も白骨に成る迄、相当の日数、遺体の変化を観じたとし、修法としての九想觀、白骨觀との近似を示す様になる。

寒河江系本では七々日を経たとし、その姿を醍醐寺に留めたとあるが、これは醍醐寺閻魔堂の外壁に描かれてゐた九相図を指し、その縁起を語つてゐる事になる。竹居明男氏や阿部美香氏が紹介する「琰魔王堂勸進帳」（暦応三年〔一二四〇〕八月）に、

長安城南、醍醐寺中、祐一堂之基、現六道之粧、以琰魔大王為練

若本尊、泰山府君、司命、司禄、五道大神、冥官冥衆等、模生身、各並尊像、訪八大奈落之罔、烈九相図繪於粉壁

とあり、少なく共、南北朝時代には同寺の閻魔堂に九相図の存在が確認される。現在紹介される絵画資料の九相図には、定基との関連が見えないが、寒河江系本はこの九相図と定基愛妻変相が結合した例であり、大江定基発心説話の終着点の如き様相を示すのである。些

細ではあるが系図の記事が室町時代の説話研究に資する例である。

注

（1）忠房は『顯広王記』承安四年六月十五日条裏書に「是人惟順孫」と見える。同記は高橋昌明・樋口健太郎氏「国立歴史民俗博物館所蔵

『顯広王記』承安四年・安元二年・安元三年・治承二年卷」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一五三、平成二十一年十二月）の翻刻による。

（2）『公卿補任』正応五年大江重房条。

（3）Bの重祐脇書は永正本、天文本系の白岩系図・宝藏院本が持ち、谷森本に近いのは天文本系である。

（系図三十八）

（谷森本）（永正本）

（白岩系図）

法眼若宮別当
重祐
隆弁僧正弟子

元亨四年甲子十二 六日酉晚八十二ニテ往生
三位法眼若宮大夫僧正澄弁弟子

重祐
若宮別當法眼
隆弁僧正弟子

（4）中原頼成は『勅撰作者部類』に「五位淡路守」とあり、纂甲本・続地本に一致。

（5）『勅撰作者部類』には、

（中条因幡守）

大江広茂 忠成朝臣」とあり、また、

（中条刑部稚少）

大江広房 因幡守広茂」とある。

（6）『田中本古文書』「六条八幡宮別當補任次第」（国立歴史民俗博物館の電子公開による）に「權僧正 宗深 母広元息女 公国卿子」

とある記事（福田豊彦氏『中世成立期の軍制と内乱』Ⅱ三「六条八幡宮造営注文」と鎌倉幕府の御家人制、平成七年六月、初出同五年に指摘）。この実深が中納言公国子である事は仁和寺本『系図集』や、醍醐寺本『伝法灌頂師資相承血脉』にも見える（築島裕氏「醍醐寺藏本『伝法灌頂師資相承血脉』〔醍醐寺文化財研究所『研究紀要』一、昭和五十三年〕」）。

兼子として「忠成—忠茂」の系統が吊られ、脇書に「忠成承久兵乱之時雖押入、自本所被仰関東、退出了」とある。

（7）『公卿補任』延應元年実光条。
 （8）『公卿補任』寿永二年実国条。

（9）『明月記』承元元年六月二十二日条（冷泉家時雨亭叢書）・『仙洞御移徒部類記』所引『資実卿記』建永二年十一月二日条、『同』所引『頼資卿記』承元三年七月四日条（図書寮叢刊による）。

（10）書陵部蔵『古今集註』五冊（電子公開）による。返点、読仮名は略。
 （11）『中世歌壇史の研究 南北朝期』七十七頁。

（12）また『系図三十』貞広脇書の「小栗孫二郎重宗」は『常陸大掾系図』（続群書類従）に見える「小栗孫次郎左衛門尉重宗」である。
 （13）◇は『醍醐報恩院血脉』（続群書類従）より訂正。同書及び『醍醐寺文書』二五五「太上官牒等案」には俗姓の記述なし。

（14）本稿（上）注（19）参照。
 （15）『吾妻鏡』建保四年四月七日条・閏六月十四日条。
 （16）『関東中原氏家伝と系図の展開について』（『米沢国語国文』三十六、平成二十年三月）

（17）『園太曆』貞和二年十二月十一日条に「忠広祖父忠成、雖江家異姓、為忠兼猶子」とあり、仁和寺本『系図集』「熱田大宮司」に忠

（18）書陵部蔵の万里小路惟房写『藤原氏系図』（柳六一二）には傍線部・二重線部なし（紙焼写真）。国会図書館蔵『尊卑分脈』も二重線部なし（電子公開）。

（19）熱田大宮司の忠広は『醍醐寺文書』三三一五「熱田大宮司非法事書案」（文和二年七月）・三三一六「熱田大宮司非法文書案」（同）・三三一七「足利義詮御判御教書案」（同八月）に見える。

（20）猶、長井上山泰経の「建長八五八於菊川討死」は『福原家譜』に見える。

（21）以下、『古系図集』とする。書陵部蔵『源氏諸流系図』もほぼ同じで（系線を欠く所がある）、点線がない。

（22）纂丙本と一致した。纂丙本は仁和寺本を寫したものであらう。

（23）永正本の経茂は『門司氏系図』では政茂—忠広—経茂とある。

（24）この格言は他に延慶本『平家』五本に「敵軍野^ニ臥^ス時^ハ飛鳥行^ヲ乱」、長門本『平家』卷十六に「野に人臥す時は飛雁行を乱る」、金刀比羅本『平治』下「悪源太誅せらる事」（延慶本に近い）に見える。

（25）内山弘氏『天正狂言本 本文・総索引・研究』に依る。和泉流傍縁が「あづまの旅」、大蔵虎明本は「東」（『大蔵家伝之書 古本能狂言』一）。

（26）『版本番外譜曲集』二所収による。

（27）沢井耐三氏『室町物語と古俳諧 室町の「知」の行方』の翻刻による。

(28) 前者は『磯馴帖 村雨篇』の翻刻、後者は真福寺善本叢刊『法華經古注釈集』の影印による。

(29) 『源平盛衰記』は勉誠社の慶長古活字本の影印、『三國伝記』は古典資料の影印、『今昔物語集』は日本古典文学大系の翻刻、『今鏡』は新訂増補国史大系、『発心集』は新潮日本古典集成、『宝物集』は古典文庫の翻刻による。歓喜寺藏『西行の物かたり』には「あかさかのゆふくん」とだけある(『室町時代物語大成』五。元和四年写本「文明社刊『西行全集』も、定基の人名を誤るがほぼ同)。

(30) 母の出自が寒河江系本・続天本と同じ。

(31) 「醍醐寺焰魔堂とその周辺——宣陽門院・九相図壁画・宗達」(『仏教藝術』一三四、昭和五十六年一月)

(32) 「醍醐寺焰魔堂史料三題」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇九、平成十六年三月)。次の「勧進帳」は本論文の翻刻による。

(33) 山本聰美・西山美香氏編『九相図資料集成 死体の美術と文学』所収の各伝本。

(追記) 本稿で間に合はなかつた大江氏系図伝本の整理は別に行ひたい。